

2018年12月

各位

ニッタン株式会社

## 消費税率引き上げに伴う工事請負契約の経過措置について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

2019年10月1日の施行日より、消費税率が8%から10%へ引き上げられる予定です。原則、施行日以後の機器販売・保守点検・請負工事の消費税率は10%になりますが、請負工事については2019年の3月31日までに契約すれば、消費税率8%が適用される経過措置がございますので、下記の通りご案内申し上げます。

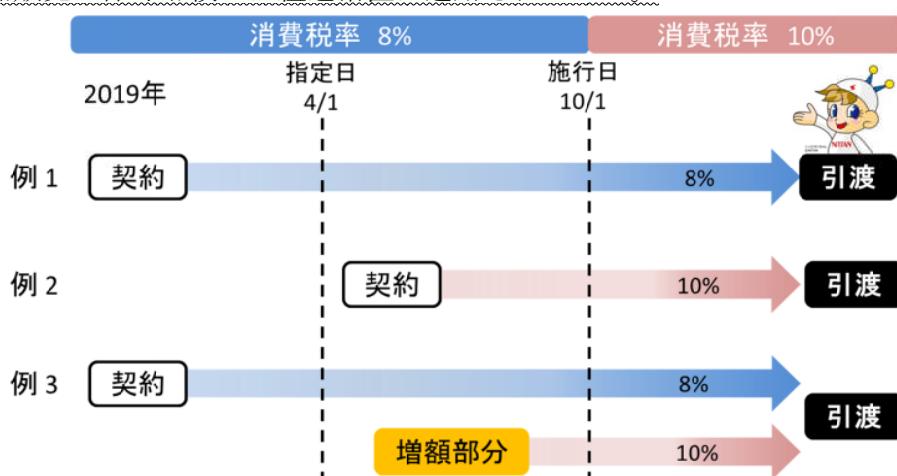
敬具

記

### 1. 請負工事の経過措置

2019年3月31日(指定日の前日)までに契約締結し、10月1日(施行日)以後に工事完了(消検)及び引渡しする工事については旧税率(8%)が適用されます。

(注) 機器販売・保守点検には経過措置は適用されません。



※例3の増額部分(工事)については個別の契約の取り扱いとなります。

### 2. 経過措置の条件

経過措置の適用を受けるためには、以下の条件を全て満たす必要があります。

- (1) 2019年3月31日までに契約締結した請負工事であること
- (2) 工事の完成・支払いが確約された契約であること
- (3) 注文書(工事請負契約書の締結)を受領していること
- (4) 経過措置が適用された工事であることを取引先に書面で通知すること

### 3. お問い合わせ先

弊社営業担当までご連絡ください。

以上